

豊中市情報公開・個人情報保護審査会運営要領

(平成 13 年 10 月 1 日 施行)
沿革 令和 8 年 1 月 1 日 最終改正

第 1 目的

この要領は、豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成元年豊中市条例第 8 号。以下「条例」という。）及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（平成元年豊中市規則第 54 号）に基づく豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に関する事務の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 審査請求の手続

- 1 審査会は、豊中市情報公開条例（平成 13 年豊中市条例第 28 号）第 18 条又は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項の規定により審査庁から諮問を受けたときは、審査請求人及び参加人に対して、相当の期間を定めて、反論書の提出を求めるものとする。
- 2 審査会は、反論書の提出があったときは、その写しを当該反論書を提出した審査請求人等（条例第 5 条第 4 項に規定する審査請求人等をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付し、実施機関に対して、相当の期間を定めて、再弁明書の提出を求めるものとする。
- 3 審査会は、再弁明書の提出があったときは、その写しを審査請求人及び参加人に送付し、当該審査請求人及び参加人に対して、相当の期間を定めて、再反論書の提出を求めるものとする。
- 4 審査会は、再反論書の提出があったときは、その写しを当該再反論書を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。
- 5 審査会は、審査請求人若しくは参加人若しくは実施機関又はその他の関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くときは、当該審査請求人若しくは参加人若しくは実施機関又はその他の関係者の補佐人の付き添いを認めるものとする。

第 3 答申の公表

条例第 10 条に規定する答申の内容の公表は、市政資料の公表に関する要綱の例により行うものとする。

第 4 議事録の作成等

- 1 審査会は、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - (1) 開催日時
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議事に付した事案の件名

(4) 議事の概要

(5) その他必要な事項

2 議事録は、会長の確認により確定するものとする。

3 議事録の開示請求があった場合は、市長は、会長の意見を参考にして開示・不開示の決定をするものとする。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。